

会議名	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度説明会
開催日時	平成18年10月26日(木) 10:00~12:00
開催場所	飯野ビル 第5・6会議室(千代田区内幸町1-1)
主催者	農林水産省 大臣官房 環境政策課
参加人数(概数)	約50名
1. 会議の概要 (資料添付)	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正(平成17年6月)、関係省令制定(平成18年3月)により平成18年度から「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」が施行されている。このことについての説明会に出席して収集した情報を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地球温暖化について(資料1;農水省環境政策課) 背景説明;メタン(CH₄)、一酸化二窒素(CO₂)、京都議定書 地球温暖化と農林水産業との関係について(資料2;農水省環境政策課) メタン(家畜の消化管内から発生)、一酸化二窒素(家畜排せつ物の微生物による分解過程等において発生)の排出状況、地球温暖化が農業生産に与える影響) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について <ol style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要(資料3-1;環境省) <ul style="list-style-type: none"> 制度の狙い・流れ。 従業員21人以上で年間CO₂換算3千トン柄を超える事業者は平成9年6月から毎年度、事業所管大臣(地方支分部局長)に報告しなければならない。不報告・虚偽報告には罰則(20万円以下の過料)もある。 畜産関連では、舎飼いの家畜は平成22年度からとされている。(基準量を超える経営は数千頭規模以上の経営と思われる:報告者推定)。 マニュアル(案)環境省・経済産業省;説明会資料 算定方法・報告方法(資料3-2、説明会資料;三菱総研) <ul style="list-style-type: none"> 全分野について排出係数、関連様式が示されている。 「家畜の排泄物の管理に関する排出係数」も示されている。 農業分野の活動における温室効果ガス排出量の目安(資料3-3、農水省) <ul style="list-style-type: none"> 畜産関連についても示されている。 地球温暖化に寄与する農林水産施策について(資料4;農水省) <ul style="list-style-type: none"> 森林・林業分野の対策、農林水産分野の研究開発、バイオマス・ニッポンの実現、農業分野の対策、水産業分野の対策、食品産業分野の対策、農林水産省における事務・事業の取り組み、などが挙げられている。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 試行事業の概要について(案)(経済産業省・環境省・三菱総研);平成17年度実績について18年度に行ない、数値についての責任はない。 (質疑)特殊肥料の扱い。農水省の周知方は地方農政局を通じて行なう。

<p>2. 今後の研究開発分野として重要と思われる関連発表課題・話題提供名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省と経済産業省の主導により温室効果ガス発生量の算定方法と一応の排出係数が示されているが、畜産の場合、家畜ふん尿処理についても、家畜からの発生量についても、現状ではその基礎となる原単位の検討が不十分であり、信憑性のある報告・公表は困難であろう。 ・しかし、温室効果ガスの削減のための京都議定書は国際間の約束であり、その履行が国の政策でもある。 ・今回の制度でも事前に試行を行い、報告様式にも「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」として事業者からの情報提供の場を設けている。 ・農林水産省としても、多様な家畜糞尿処理現場に対応できるデータの収集、限られたデータからの牛のメタン発生係数を見直すことなどの対応を早急に行なう必要がある。
<p>3. その他の発表課題で関心のあったもの</p>	<p>特になし。</p>
<p>4. 今後研究開発課題採択に当たって参考とすべき事項等</p>	<p>2.に関連する研究開発課題。</p>
<p>5. 会議の所感</p>	<p>特になし</p>
<p>報告者</p>	<p>針生 程吉</p>